

佐倉市立南志津小学校
いじめ防止基本方針

令和7年3月
佐倉市立南志津小学校

1 はじめに

学校は、児童一人一人を大切に、児童が笑顔で生き生きと学べる場でなくてはなりません。本校は「自ら学び、心豊かでたくましい南っ子の育成」の学校教育目標のもと、子どもにとって安全で安心な学校、子どもや保護者・地域から信頼される学校、子どもや職員にとって楽しく魅力的な学校、あいさつや歌声がひびく明るい学校を目指し、教職員一同、熱意・創意・誠意をもって教育にあたっています。

しかし、学校も一つの社会であり、様々な教育活動を行う過程の中で課題が発生する場合があります。その重要課題の一つに、いじめがあります。いじめは、「いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」です。（いじめ防止対策推進法 第一条）この学校における最重要課題のいじめを根絶するためには、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織で対応することが肝要です。

そこで、本校ではいじめ防止対策推進法、千葉県いじめ防止対策推進条例、佐倉市いじめ防止基本方針に基づき、組織として、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ事案対応として『佐倉市立南志津小学校いじめ防止基本方針』を策定しました。

この方針は次の掲げる基本的な考え方に基づいて策定されています。

- ・教職員をはじめ、保護者・地域の方々も含めて「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識をもつこと。
- ・校内において、いじめの具体的な防止策を講じること。
- ・全ての児童が「いじめは絶対に許さない」態度を身につけ、「いじめをしない」「いじめを放置しない」「いじめを見逃さない」勇気をもてるよう指導すること。
- ・子ども一人一人の道徳性と人権意識を高めていくこと。
- ・解決に当たっては、いじめられている児童に寄り添い、組織で対応すること。
- ・必要に応じて、地域社会及び関係機関との連携体制を構築すること。

いじめのない心豊かで安全・安心な社会をつくるためには、学校を含めた地域社会全体がそれぞれの役割と責任を自覚し、いじめに対峙することが大切です。いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめ防止等の対策は、学校の内外を問わず、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめをなくすことを旨として取り組まなければなりません。

佐倉市立南志津小学校では、『南志津小いじめ防止基本方針』を基に、いじめ防止に向けてPDCAサイクルでの活用を図り、市、教育委員会、学校、地域、家庭が一体となって連携・協働する体制づくり、「いじめ」のない学校づくりに努める所存です。温かいご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

3 いじめの態様

いじめを解決するには、まず「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが有効であるといわれています。

「暴力を伴ういじめ」は「発見されやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。

「暴力を伴わないいじめ」は「発見されにくい」ため見過ごされやすくなることがあります。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童生徒がやり返したりする場合もあります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

【物理的いじめ型】・・・経済的・身体的な被害を与える行為

- ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される等の行為。）
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む。）

【物理的ふざけ型】・・・物理的行動によって恥をかかせることを楽しむ行為

- ・着ている物をぬがす。
- ・顔にいたずらがきをする。

【心理的いじめ型】・・・仲間はずれの行為

- ・悪口（からかい、冷やかす、脅しなどいやなことを言われる、いやがらせの手紙等）・無視

【心理的ふざけ型】・・・相手の困っている姿を見て楽しむ行為

- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの。）
- ・つねったり、物を取り上げたりする。

【ネット型いじめ】

- ・携帯電話やパソコン等のICT機器によるインターネットを利用したメールやSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）などを使い、悪口を書いたり、画像や個人情報を無断で掲載したりする。

4 いじめの視点

市の方針に基づき、いじめについて以下の①～④の視点を明確にします。

- ①いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。
- ②いじめは、時と場合により、被害者になったり加害者になったりすることが多く見られます。
- ③「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性があります。
- ④学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、いわゆる「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、「傍観者」的な存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが重要です。

5 学校いじめ対策の組織

①いじめ対策会議

○メンバー 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援コーディネーター（スクールカウンセラー・心の教育相談員）

- ・年4回程度開催（4月、7月、12月、3月）予定
- ・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック
- ・1年間のいじめに関する調査や分析、基本方針の見直し（3月）

②生徒指導会議（隔週水曜日）

○メンバー 全職員

- ・いじめに関する情報や児童の問題行動などに係る情報についての共通理解
- ・来月の重点事項の確認等

③いじめに関わる情報があつたときの緊急対策会議

○メンバー 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、当該学級担任、教育相談担当、養護教諭、心の教育相談員等

- ・正確な事実確認と情報の迅速な共有
- ・指導や支援の体制・対応方針の決定・保護者や関係機関（教育委員会・警察等）との連携等具体的な対応策と情報の共有
- ・確実な記録の集積

④学年会（日常的な学年内の会議）

- ・毎週1回金曜日に開催する。→案件については、翌週月曜日の生徒指導会議で全職員に周知する。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報等の交換
- ・具体的な対応策と情報の共有

6 いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、日頃からのきめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって、す

すべての子どもたちの長所を発見しながら、自己決定の場を与え、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教師の姿勢としては、子どもが時と場合により被害者になったり、加害者になったりする経験をもつのだという実態を捉えながら個々の人間関係を把握していきます。その上で、差別的な発言や児童を傷つける発言（暴言）、体罰（暴力）がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、これらを容認せず、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

また、いじめの「加害者」を生まないようにすることだけでなく、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、「傍観者」として暗黙の了解を与える存在を生まないように指導をします。

(1) 授業での取組

それぞれの授業において、次の掲げる、「生徒指導の4つの視点」等を生かした、わかる授業、体験的な授業、一人一人に応じたきめ細かな授業の実践を目指します。

- ①児童に自己決定の場を与えること
- ②児童に自己存在感を与えること
- ③共感的人間関係を育成すること
- ④安心安全な風土を醸成すること

・専科、交流、TTなどを通して、多くの教師の目で児童を見て支援すること

(2) 道徳教育の充実

○いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。

○思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努めます。

○人権に関する標語づくりを行い、啓発に努めます。

○道徳の授業では、「主として人との関わりに関すること」の「親切、思いやり」「友情、信頼」や、「主として自分自身に関すること」の「正直、誠実」の内容項目を扱う際には、友達を思いやることや、豊かな人間関係づくりについて考えさせます。

- ・具体的に 1年生・・・友達と仲良くし、助け合おうとする態度を育てる。
- 2年生・・・身近にいる人に温かい心で接し、親切にする態度を育てる。
- 3年生・・・友達とお互いに理解し、信頼し、助け合おうとする態度を育てる。
- 4年生・・・相手のことを思いやり、進んで親切にしようとする態度を育てる。
- 5年生・・・誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立った言動がとれる態度を育てる。
- 6年生・・・友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら人間関係を築いていこうとする態度を育てる。

(3) 体験学習の充実

○達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

(それぞれの学習や行事を通して、どんなところをどう高めていくのか。)

- ・1年生・・・生活科の昔の遊びの体験活動を通して友達と仲良くしたり、自分たちを見守ってくれる地域の人との交流を深めたりする。
- ・2年生・・・生活科の町探検などのグループ活動を通して、友達や地域の人との交流を深める。また、栽培活動を通して命の大切さに気付けるようにする。
- ・3年生・・・総合的な学習の時間の発表会を通して、友達のよさに気づき、互いの理解を深める。
- ・4年生・・・クラブ活動での同学年・異学年交流、校外学習のグループ活動を通し、友達と互いに理解し、助け合う心を育てる。
- ・5年生・・・クラブ活動や委員会活動などの同学年・異学年交流や、宿泊を伴う集団活動を通して、友達のよさや違いを認め合い、互いに協力する心を育てる。
- ・6年生・・・クラブ活動・委員会活動での同学年・異学年交流、修学旅行で、グループでの活動・見学や宿泊を伴う集団活動を通して、友達と協力する心や思いやりの心を育てる。最上級生と

して、下学年を守る心情を育てる。

(4) 相談体制の整備

○教育相談により、児童の悩みや変化に、早く気付く体制を整えます。

- ・いじめに関わるアンケートを実施後に、教育相談を行います。特に、6月、11月は担任が個別に児童全員と面談をします。
- ・児童が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整えます。
- ・担任だけでなく、学年で相談できる体制を整えています。
- ・「教育相談月間」や「心の教育相談員やスクールカウンセラーの来校日」などを学校便りに掲載し、保護者へ周知します。
- ・込み入った話は、必要に応じて別室を使用します。
- ・こころさんルーム前に相談箱を設置し、担任に相談できない内容は、心の教育相談員やスクールカウンセラーに相談できることを周知し、相談しやすい環境を整備します。
- ・個人面談（7月・12月）等を通して、学校と地域における友人関係の情報を教師と保護者が共有します。
- ・いじめに関する調査を毎月行い、教育委員会に報告します。指導後も3カ月を目安に経過観察を行います。
- ・いじめについて学校、場合によって保護者にも相談しづらい場合があることも想定し、「千葉県いのちの電話カード」の配付や、「いじめ相談ダイヤル」「千葉県子どもと親のサポートセンター」などの周知を行います。

(5) 定期的なアンケートの実施

○いじめアンケートに学校全体で取り組みます。

- ・いじめに関するアンケートを行います。（4月・10月・2月）その際にマイナス面だけでなく友達の良いさにも目を向けられるよう配慮します。
- ・結果の集計や分析は、学年で協力して行い、深刻な内容については生徒指導主任、管理職に相談をします。さらに、必要に応じて緊急会議を招集します。
- ・アンケート実施時には、机を離すなど周りから見られないような配慮をします。また、実施に際しては全員が記述する項目を設け、記入している児童が他の児童から質問をされたり、責められたりすることが無いように配慮します。
- ・アンケートは、回収後その日のうちに確認をし、案件のある児童に対してはすぐに面談し、詳しい内容を聞き取ります。
- ・実施したアンケートについては2年間、集計結果については卒業まで書庫で保管します。

(6) 教員の取り組み

○いじめの早期発見・早期解決に努め、未然防止、初期対応できるように取り組みます。また、いじめを発見した時には「いじめ発生時の早期対応マニュアル」に則って、組織的に対応します。

- ・いじめ防止に関する月の生活目標を以下の通り掲げ、全校で取り組みます。
 - 11月・・・「友達を大切にしよう」
 - 2月・・・「感謝の気持ちをもって生活しよう」
- ・休み時間は児童と触れ合う時間をもつように心掛け、児童の様子を把握するよう努めます。
- ・毎週金曜日の学年会議だけでなく、随時学年間の連絡を密にし、児童の様子を把握します。
- ・教師の子どもに対する言葉遣いについては十分注意しながら行うようにします。（あだ名や安易な発言は控えるように心掛けます。）
- ・部活動については、選手になることだけを目標とさせず、自己の目標にどれだけ向き合えたかを確認し、頑張りを認める場になるようにします。過度の競争意識、勝利至上主義等により、児童のストレスを高め、いじめを誘発することがないようにします。
- ・嫌な思いをした時には、誰かに相談すること（話す勇気）が大切であることを指導し、相談や通報はいつでもどの教職員にでもできることを児童に知らせます。

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○情報機器の持つ危険性や、その使われ方を知ってもらい、問題の解決にあたります。

- ・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたります。
- ・高学年は、時と場合に応じて特別活動として情報モラル教育を行います。内容は、携帯電話やインターネットを利用したいじめの現状や防止についての指導を行います。（リーフレット「ちょっと待って、ケータイ&スマホ」等の活用）
- ・悪質な内容を含む場合は、警察に相談します。

(8) 保護者への啓発活動

- ・学校だよりや学年だよりを通しての啓発活動を行うとともに、情報提供等の協力を依頼します。
- ・学級懇談会等を通しての啓発活動を行います。

(9) 児童会を中心とした取り組み

○児童会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような、自治的な活動に取り組みます。

- ・児童会での活動を主体とした、全校に呼びかける形での「いじめゼロ宣言」の周知
- ・児童を主体としたオンリーワン集会などでの取り組み

7 いじめを発見した場合の対応策

いじめを解消するためには、早期発見、早期対応が重要な鍵となります。

全ての大人が連携し、児童の小さな変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。小さな兆候であっても、早い段階からの的確に対応し、積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していきます。

いじめ発生



一次報告(学年間・生徒指導主任・管理職)

※事実の確認方法や人員配置の仕方を共通理解。 (※時系列で事実・指導内容・結果を記録)



校長，教頭（管理職），学年主任，生徒指導主任に報告



全体に報告（打ち合わせや職員会議等で全体に周知）

- ・いじめや疑わしき行為については、すぐに事情を聞きます。（被害者→目撃者→加害者）
- ・保護者には事実と指導した内容を報告します。
- ・担任は一人で判断したり対応したりせず、学年や生徒指導主任を通して、管理職に相談してから対応にあたります。
- ・いじめられた児童やいじめを教えてくれた児童に対しては慎重に対応し、安全を確保します。

(1) 事実の早期発見

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、児童の行動を注意深く見守ります。
- ・「ころさんルーム前」の相談箱の確認をこまめに行います。
- ・児童や保護者から情報を収集にします。
- ・他の教職員から情報を収集します。

○事実の確認を正確に行います。

- ・いじめの情報を確認したら、管理職や生徒指導主任を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当該児童，関わりのある児童，全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。

- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します（時系列、児童 別等）。
- ・確認したことをもとに、事実を確定します。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、児童の状況と関係、家庭の状況を考慮し、いじめ緊急対策で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、管理職に相談してから今後の指導の進め方について共通の認識で指導します。

(2) いじめを受けた児童、保護者への支援

○事実関係を確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を、電話や家庭訪問などでていねいに説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼します。
- ・状況に応じて、心の教育相談員など、専門機関を活用して指導します。

○いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・指導の最中に何かあることも想定し、いつでも相談できる体制を整えます。
- ・いじめられた児童の保護者には、定期的に学校での様子を伝えます。

(3) いじめを行った児童への指導

○行った行為については、毅然とした指導をします。

- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導することも考慮します。その際、なるべく複数教員で指導にあたります。
- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為と理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・児童間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後のより良い人間関係の構築につながる支援をします。
- ・自分を省みなかったり、繰り返し行ったりする場合などは、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・被害児童の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせます。
- ・被害児童の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・状況に応じて、心の教育相談員やスクールカウンセラーに協力を求める他、専門機関とも連携して指導にあたります。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全や健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

(4) いじめを行った児童の保護者への助言

○問題解決に向けて、協力をお願いします。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に電話や家庭訪問などで連絡します。
- ・加害児童と同席で、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

○保護者と協力して、保護者同士の良好な関係づくりに努めます。

○本人が自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別に個別の指導計画による指導のほか、さらに教育委員会からの出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応することを本人や保護者に伝えます。

(5) 継続的な見守り、指導、助言活動

○表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。(被害児童、加害児童とも)
- ・被害児童には、教員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。
- ・登校をしぶる場合には、担任が自宅に迎えに行ったり、電話で励ましたりするよう支援します。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

○躊躇せず、警察や関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります。

- ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

8 重大事態への対処

法に基づき、次に掲げる場合には、緊急に対応していきます。

①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 児童の身体に重大な被害を負った場合
- 児童の所持する金品などに重大な被害を被った場合
- 児童が精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

②いじめにより当該学校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえます。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、日数だけでなく児童の状況など、個々のケースを十分考慮した上で判断します。

(1) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会を通じて市長に報告します。その後、①認知に係る報告書

②調査結果に係る報告書③事案に係る報告書を文書にて報告します。また、警察や関係機関にも連絡します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

- ・調査は、「いじめに関わる情報があったときの緊急対策会議」のメンバーで行います。
- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にします。
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします。

(3) 調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明します。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

9 年間計画

	学 校 行 事	学校行事いじめ問題に関する年間計画
4 月	・入学式・着任式・企画会議 ・学区訪問（4月下旬） ・地区児童会 ・いじめ防止強化月間 ・生徒指導会議 ・校内生徒指導研修 ・月末いじめ報告	・学校間、学年間の情報交換 ・いじめ対策会議① ・放課後の児童の様子や交友関係を把握する。 ・縦割りで下学年の世話をすることにより思いやりの心を育てる。 ・道徳等の授業を通して、「いじめ」について考えさせる。 ・いじめに関わる共通理解 ・研修を通して、生徒指導について理解を深める。 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。
5 月	・1，2年合同学校探検 ・部会陸上競技大会 ・運動会 ・生徒指導会議 ・月末いじめ報告	・下学年との交流を通し、思いやりの心を育てる。 ・大会を通して仲間意識を高める。 ・練習や本番を通して仲間意識を高める。 ・いじめに関わる共通理解 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。
6 月	・郡陸上競技大会 ・教育相談期間 ・水泳学習開始 ・6年生校外学習 ・3年生市内めぐり ・5年生宿泊学習 ・生徒指導会議 ・月末いじめ報告	・大会を通して仲間意識を高める。 ・定期的なアンケートの実施・定期教育相談 ・水泳学習を通して、学年間の絆を深める。 ・校外学習を通した人間関係作り ・市内めぐり体験を通した人間関係づくり ・集団生活を通した人間関係づくり ・いじめに関わる共通理解 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。
7 月	・企画会議 ・4年生校外学習 ・地区児童会 ・集団下校 ・個人面談 ・生徒指導会議 ・月末いじめ報告	・いじめ対策会議② ・4年生校外学習を通した人間関係づくり ・縦割りで下学年の世話をすることにより思いやりの心を育てる。 ・学校や家庭での子どもの情報を互いに把握する。 ・いじめに関わる共通理解 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。
8 月		・職員研修会 ・いじめ防止子供サミット
9 月	・生徒指導会議 ・月末いじめ報告	・いじめに関わる共通理解 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。
10 月	・佐倉市小学校体育大会 ・ミュージックフェスタ ・1年生校外学習 ・2年学区探検 ・生徒指導会議 ・月末いじめ報告	・大会を通して仲間意識を高める。 ・学年や全校で、心を一つにして合唱や演奏をする。 ・1年生校外学習を通した人間関係づくり ・2年生学区探検を通した人間関係づくり ・いじめに関わる共通理解 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。
11 月	・教育相談期間 ・部会音楽発表会 ・2年生校外学習 ・3年生校外学習 ・4年生校外学習 ・5年生校外学習 ・6年修学旅行 ・印旛郡音楽発表会	・定期的なアンケートの実施・定期教育相談 ・発表会を通して仲間意識を高める。 ・2年生校外学習を通した人間関係づくり ・3年生校外学習を通した人間関係づくり ・4年生校外学習を通した人間関係づくり ・5年生校外学習を通した人間関係づくり ・6年生修学旅行を通した人間関係づくり ・発表会を通して仲間意識を高める。

	・ほのぼのランチ ・生徒指導会議 ・月末いじめ報告	・「いじめゼロ」宣言 ・地域の人との交流を通して、他者理解の心を育てる。 ・いじめに関わる共通理解 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。
12月	・企画会議 ・オンリーワン集会 ・個人面談 ・1年昔遊びの会 ・生徒指導会議 ・月末いじめ報告	・いじめ対策会議③ ・全校児童人権標語作成・人権ビデオ視聴 ・学校や家庭での子どもの情報を互いに把握する。 ・地域の方々を招いての交流活動 ・いじめに関わる共通理解 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。
1月	・生徒指導会議 ・月末いじめ報告	・いじめに関わる共通理解 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。
2月	・6年生を送る会 ・ありがとうの会 ・学級懇談会 ・生徒指導会議 ・月末いじめ報告	・6年生に感謝の気持ちを表すことを通しての人間関係づくり ・外部の人との交流を通して、他者理解の心を育てる。 ・一年間の子供の様子についての情報交換 ・いじめに関わる共通理解 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。
3月	・企画会議 ・地区児童会 ・卒業式、修了式 ・学級編制 ・生徒指導会議 ・月末いじめ報告	・いじめ対策会議④ ・一年間お世話になった6年生に感謝の気持ちをもつとともにきまりや規則を守ることを再確認する。 ・6年生や友人、先生方への感謝の気持ちを育てる。 ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理、作成 ・いじめ問題取り組みについての評価 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。

10. その他

- ・年度末にいじめ問題取り組みについての評価を行います。
- ・この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し改善していくこととします。
- ・この基本方針を学校のホームページにて公表します。

関係機関

- ・佐倉市教育委員会指導課 (Tel 484-6185)
- ・佐倉市教育センター (Tel 486-2400)
- ・千葉県子どもと親のサポートセンター
(Tel 0120-415-446)
- ・佐倉警察署(生活安全課) (Tel 484-0110)
- ・千葉県中央児童相談所 (Tel 252-1152)

南志津小学校いじめ発生時の早期対応マニュアル

いじめの認知 報 告 ☐ 学年職員 ☐ 生徒指導主任 ☐ 教頭 ☐ 校長	◎アンケート，教育相談，学級での観察，相談箱等でいじめを発見・認知する。 ＜A 学級担任が発見・認知した場合＞<u>学年間で報告→生徒指導主任・管理職に必ず報告。</u> ※被害者・加害者・傍観者と多人数の場合は生徒指導主任へ報告。事実確認をするための人員を配置する。 ＜B 学級担任以外が発見・認知した場合＞ ※発見者→学級担任へ。それ以降の対応はAと同じ
事実の確認 報告・共有 ☐ 学年職員 ☐ 生徒指導主任 ☐ 教頭 ☐ 校長	◎事実を正確に確認する。 ☐ いつ ☐ どこで ☐ 誰が ☐ 誰を ☐ どのようにした☐ 関係している児童 ※1人の情報だけで判断せずに多面的に情報を集める。 ※必ず複数人で対応する。異性児童への対応については，異学年職員や養護教諭・学校支援アドバイザーなどに入ってもらふ。 ※聞き取りを行う際の部屋（教室・こころさんルーム・保健室など）～事実を確認後～
指導方針の決定	◎緊急対策会議を開く。 【組織】校長 教頭 生徒指導主任 教務主任 養護教諭 教育相談担当 学年主任 関係児童学級担任 ※必要に応じて教育委員会・学校支援アドバイザー等*。 【内容】☐ いじめの状況確認 ☐ 児童の状況と関係性の確認 ☐ 家庭状況の確認 ☐ 被害児童や情報提供者の安全確保☐ 今後の指導体制・方針の確認
いじめを受けた児童・保護者への支援	◎保護者へ事実関係を伝える。→☐ 電話連絡をして予定を確認し，伝達する。 ※内容の伝達は，家庭訪問で行う。学年職員が同行する。状況に応じて管理職が同行する。 ☐ 時系列化した事実 ☐ 関係児童 ☐ 学校の指導方針 ◎被害児童への対応※児童の状況に応じて，担任・学年主任・生徒指導主任などが対応する。 ☐ 「いじめは絶対に許さない。」「解決まで最善を尽くす。」「必ず守る。」という姿勢をはっきりと示し，安心感を与える。 ☐ 児童が受けた心の傷をケアするために，必要に応じて心の教育相談員・学校支援アドバイザーなど専門機関との連携を図る。 ☐ 児童が信頼でき，いつでも相談できる相手を確認する。 ☐ 担任だけでなく，多くの職員が見守っていることを伝える。
いじめを行った児童への指導	◎再発防止に向けて指導する。 ☐ 行った行為を振り返らせ，いじめの問題点を理解させる。 ☐ 被害児童の気持ちを考えさせ，自分の行動の問題を自覚させる。 ☐ いじめは人格を傷つけ，生命，身体を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為を自覚させる。 ※問題行動の事実については，<u>重々指導するが，決して本人の人格や人間性を否定しない。</u> ◎加害児童の今後に向けた指導をする。 ☐ いじめを行った心理的な背景に目を向けて，児童が抱える課題を把握する。 ☐ 友好的友達関係を構築するための行動について考えさせる。 ☐ 良い面を伸ばし，自己肯定感をもてるように支援する。 ※加害児童は被害児童にもなり得ることに注意が必要である。
いじめを行った児童の保護者への助言	◎問題解決に向けて保護者の協力を依頼する。 ☐ 電話連絡をして予定を確認し，事実関係を伝達する。※内容の伝達は，家庭訪問が望ましい。 ☐ 基本的に加害児童と同席で事実関係の確認をする。 ☐ 事実に対する保護者の理解を得た上で，学校と保護者が連携して指導していく体制を確認する。
継続的な指導・支援	◎被害児童への支援 ☐ 担任や学年担当からの声かけを行い，小さな変化を見逃さない。 ☐ 登校を渋る場合には迎えに行くことや，電話連絡を欠かさない。 ☐ 保護者への連絡を継続的に行い，学校での状況を伝える。 ◎加害児童への指導 ☐ 友達関係や言動の変化に注意する。 ☐ 保護者への連絡を継続的に行い，学校での状況を伝える。 ◎学級全体への指導 ☐ 実態に応じて指導する。
いじめが犯罪行為に当たる場合の対応	◎躊躇せずに関係機関に連絡し，連携を図る。 ☐ 教育委員会 ☐ 警察 など